

ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業（エネルギー価格・物価高騰対策分）補助金  
事前着手申請制度対応要領

（公財）しまね産業振興財団

■事前着手申請制度とは

事業の着手（購入契約の締結（発注）等）は、間接補助金の交付決定後に行うことを原則としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則として間接補助金の交付対象とはなりません。

ただし、本事業においては、早期の事業着手・事業期間確保の観点より、事業実施に必要な経費について、間接補助金の交付決定前であっても、当財団理事長から事前着手の承認を受けた場合は、令和6年4月1日以降に購入契約の締結（発注）等を行った事業に要する経費を間接補助金対象経費とすることができます。

事前着手制度を活用する場合（イメージ）



事前着手

（令和6年4月1日以降の事前着手が対象）

- ※交付決定以降に事業を開始される事業者の方については、本申請は不要です。
- ※交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、間接補助金の採択を約束するものではありません。
- ※令和6年4月1日より前に行われた購入契約の締結（発注）等については、間接補助金対象経費として認められません。
- ※事前着手の申請手続きと併せ、交付申請手続きは必要となります。また、事前着手した場合においても、経費の執行を示す証憑書類（見積書・相見積書・契約書・請求書・支払証拠書類等）についてはすべて同じようにご準備いただく必要があります。
- ※事前着手により発注した経費であっても、交付申請時に事務局にて申請経費の内容等を精査した結果、間接補助金対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※交付決定後の事前着手申請は受け付けられませんので、あらかじめご承知おきください。

■受付期間

令和6年6月3日（月）から令和6年11月22日（金）まで

- ※交付申請書をご提出済であっても、公募締切後の事前着手申請はお受け付けできませんのでご注意ください。

■申請様式

当財団Webサイトよりダウンロードしてください。

<https://www.joho-shimane.or.jp/org/manage/consul-g/con-sudsidy/7486>

■申請方法および申請先

- ・申請方法：申請様式に必要事項を記入の上、ご提出ください。
- ・申請書提出先：（公財）しまね産業振興財団 経営支援課  
e-mail：con@joho-shimane.or.jp

■承認結果の通知

事前着手の承認の可否を決定後、結果を通知します。

※結果の通知には時間を要する場合があります。